

会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則

平29.5.30制定

(目的)

第1条 この規則は、会員が、金融先物取引（定款第2条の2第1号に定める金融先物取引をいう。以下同じ。）に携わる者として、その社会的使命及び役割に係る自己規律を維持、向上し、金融先物取引に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、自らの責務を十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識と倫理感覚を常に保持しなければならない。

2 会員は、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 役職員による倫理の保持
- (2) 金融先物取引に求められる専門性への対応
- (3) 金融先物取引に関わる情報及び知識の適切な提供

3 会員は、業務の執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招く行為の防止を図らなければならない。

(倫理コードの保有)

第3条 会員は、自ら取り扱う金融先物取引に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定(以下「倫理コード」という。)を保有するものとする。

2 前項に定める倫理コードには、本協会が別に示す内容を含むものとする。

(倫理コードの提出)

第4条 会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを本協会に提出しなければならない。

- (1) 当該倫理コードの全文
- (2) 前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分
- (3) 当該倫理コードの全文を当該会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて広く一般の閲覧に供する方法により公表している場合には、その旨を記載した報告書

2 会員は、前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分を変更した場合には、前項第1号又は第2号に掲げるものを本協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第3号に掲げる報告書を本協会に提出しているときは、当該変更した旨を記載した報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告及び説明義務)

第5条 会員は、法令諸規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告するものとする。

2 本協会が会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が法令諸規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして本協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に關係する会員に対し、説明を求めることができる。

3 会員は、前項に基づき、本協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。

(会員になろうとする者による倫理の説明等)

第6条 本協会は、本協会の会員になろうとする者が本協会から入会の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、倫理コードを所管する役員等から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会において必要がないと認める場合には、この限りでない。

(社内体制の整備)

第7条 会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に本協会の会員である者は、第4条第1項の提出を、この規則の施行の日の前日までに行わなければならない。

3 第6条の規定は、この規則の施行の日以降に加入する者について適用する。

モデル倫理コード

平成29年5月30日
一般社団法人 金融先物取引業協会

我々は、金融・資本市場の発展の一翼を担う金融先物取引に携わる者として、その重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、会員の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。このため、会員の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1. 社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令諸規則等、金融先物取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令諸規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

2. 利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3. 守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

5. 顧客利益を重視した行動

投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。

6. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努めるとともに、顧客の合理的な判断の支えとなる情報や知識について適切な提供に努める。

さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。

7. 顧客に対する助言行為

顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。

8. 業務行為

法令諸規則等に定めのないものであっても、社会通念や金融先物取引業者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。

9. 社会的使命の自覚と金融・資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

金融・資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、その健全な発展を妨げる行為をしない。また、金融・資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、会員に対する信頼を失墜させ、あるいは金融・資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以 上